

あかやちの報

(1) 第93号 ■発行 千早赤阪村役場 ☎ (07217) 2-0081 編集 観光課2-1447

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和55年3月末日現在)

世帯数	1,742戸
人口	7,136人
男	3,456人
女	3,680人

村長所信表明の要旨

昭和五十五年度の村政についての基本方針を述べるとともに、五十五年度予算案の概略についてご説明申し上げます。

まずご説明申し上げるに先立ちまして、議員の皆様方をはじめ、村民各位におかれましては、常日頃より村政全般にわたり、暖かいご理解と建設的なご協力をいただきまして心より厚く御礼申し上げます。

さて一九八〇年代は「地方の時代」といわれていますが、言葉の心地よい響きにもかかわらず依然として、エネルギー制約・低成長経済・急速な高令化社会など社会経済環境の変化により、今日地方財政を取りまく環境の厳しさは想像以上のものがあります。

したがって直接間接的に村民生活に對しても大きな影響を与えているのであります。

このような厳しい事態を切り抜けていくためには、国・地方が挙げて相協力し、適時適切な施策を強く推進しなければなりません。

地方自治が我が国の民主政治発展の基礎であり、ともに住民福祉を推進する重要なためであり、その健全な発展が望まれているところであります。

私は村長就任以来三年有余「明るく住みよい魅力ある村づくり」の実現を目指して初心を忘れたことなく情熱を傾けてまいりました。しかしながらこの間、わが国の社会経済情勢は高度成長から低成長へと移行し、財政は硬直化する反面、高まる行政需用に際して、環境整備・産業振興・福祉の向上・文教施設整備等に對処するため、村財政健全化維持するに懸命の努力をしてまいりました。

今後、小吹合入居等に伴う人口増、価値観の変化等にもとづく多様化する行政需要に對し、なお一層住民福祉の向上を図るため、限られた財政を勘案し最大の効果を挙げ村民皆様のニーズに應えてまいりたいと思っております。さて、昭和五十五年度の当初予算は、総合計画実施の初年度であり、また、予算を編成するに当たりまして、村民皆様の要望に應えるため限られた財源をいかに重点



的、効率的に配分するかということに大変苦慮いたしました。そこで緊急度又は必要度の高いものから選択を行い、質的にも量的にも低下させないよう十分留意いたしまして総合計画の理念であります「自然と調和した活気あふれる村づくり」を基調に一般会計一億三、九〇〇万円・三特別会計で四億四、一〇〇万円、合計一

五億八、〇〇〇万円で対前年比一般会計では一九・三％、平均一六％の増加になりました。

この中には、かねてから要望の強かった保育所の建設をはじめ文教施設の整備充実・道路整備事業・農業基盤整備事業等の施策、その他、高料金・高保険料抑制対策として四、一五〇万円の繰出等内容を高めるため充分努力したつもりでありますので、村民各位のご理解とご協力をお願いいたします。

当初予算における

主要施策

一、教育文化を高め

明るく住みよい魅力ある村に

(1) 小吹合小学校舎取得(最終)

普通教室四・七二二平方

(2) 千早小学校の内部改装

一、二八平方

(3) 中学校屋内体操場改修

四九三平方

(4) 各幼稚園に誘導灯設置

二、農業を守り育てるために

(1) 金剛地区広域営農団地農道整備事業の推進(中津原地区用地買収 工事は第四号橋(桐山地区)外

(2) 地域農政整備継続事業

高瀬谷農道外二路線

(3) 農道舗装事業を継続

〔今月号の内容〕

◆村長所信表明の要旨 1頁

◆議会の動き 2頁

◆昭和55年「春の交通安全全運動」 2頁

◆憲法週間 3頁

◆わたくし達と税金 3頁

◆昭和55年度分の固定資産税について 4頁

◆国民年金の特例納付は6月31日で締切り 5頁

◆国保シリーズ 5頁

◆国勢調査に伴い出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を「職業・産業」の記入を 5頁

三、地域生活の向上を目指す道路網の整備

(1) 村道西峯唐谷線改良工事

(2) 村道西峯西出線舗装工事 延長二八〇米

(3) 五四年災公共土木施設災害復旧工事 八カ所

四、社会福祉の充実した村づくり

(1) 保育所建設 小吹合地区 建築面積 三九四平方

(2) ちびっ子・老人憩いの広場工事 二カ所

(3) 児童・老人・母子身障者の幸福を願って

給付金、扶助費、老人身障者医療助成、医療ヘルパー

五、安全で健康な生活をねがって

(1) 小型動力ポンプの積載車二台購入

(2) 防火水槽設置

(3) 文化的快適な住みよい村づくり・ごみ処理等

(4) 成人病、農業者検診の推進

六、より高まる行政需要に應えて

(1) 総合計画の実施計画第一期分の作成製本

(2) 高まる水需要に對処して水資源確保第一期工事

(3) 住民生活の都市化と広域化に對処して

南河内地域広域行政圏設置と計画策定事業

◆定例赤ちゃん会 6頁

◆小児マヒ生ワク接種 6頁

◆三種混合予防接種 6頁

◆愛の献血にご協力あり 7頁

◆がとうございました 7頁

◆園芸教室 7頁

◆自動車文庫のご案内 8頁

◆心と力をひとつに 8頁

◆母と子の会話 8頁

◆電話局からのお願い 8頁

◆皆さんの声をお寄せ 8頁

◆くださ 8頁

議会の動き

昭和五十五年第一回臨時会は、去る二月二十六日の一日の会期により開催されました。上程されました案件は五案件で、慎重審議の結果原案どおり可決承認されました。議決されました議案は次のとおりです。

▽第一号議案（即日原案承認）

専決処分承認を求めることについて

別表中「四百円」を「五百円」に、「三百六十円」を「四百五十円」に「三百二十円」を「四百円」に改める。これは金剛山ロープウェイ条例の運賃の改正です。

▽第二号議案（即日原案可決）

附属機関に関する条例の改正について

第一条の（中）「国民健康保険法第八条の十九」を「国民健康保険法第十一条」に改める。これは、国の国民健康保険法の条文の改正にともなう改正です。

▽第三号議案（即日原案可決）

一般職の職員の特務勤務手当てに関する条例の改正について
これは保険料徴収事務従事職員

の特務勤務手当として一カ月千円以内を支給する。という条文を加えました。

▽第四号議案（即日原案可決）

昭和五十四年度千早赤阪村一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ二千六十九万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ十一億二、七、一六万三千円となります。索道会計への繰出しと、中学校屋内体育館入札減、環境衛生施設組合の負担金減、老人医療費の増が主なものです。

▽第五号議案（即日原案可決）

昭和五十四年度千早赤阪村普通索道事業特別会計歳入歳出補正予算について

歳入歳出それぞれ一千九十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ八、二百四十万九千円となります。一般会計からの繰入れによる補正です。



昭和55年「春の交通安全運動」

実践ポイント



ドライバーは、交通安全の主演。スピードを落としてゆっくり走ろう。



- 飲酒・スピード・信号無視などの無謀運転をやめよう。
- “発進・後退時” “右・左折時” “横断歩行者に対する”安全確認を徹底しよう。
- 子供や老人・身体の不自由な人には、特に愛情運転をしよう。
- めいわく駐車は、やめよう、やめさせよう。
- シートベルト・ヘルメットをつけよう。



歩行者は、安全で正しい横断マナーを身につけよう。

- 交通信号を確実に守ろう。
- 車の直前直後の横断はやめよう。
- 少し回り道でも横断歩道を利用しよう。
- 道路や踏切を渡る時は、その手前で止まって安全を確かめよう。
- 夜間は、反射材の利用や明るい服装にしよう。



自転車を利用するときは、ルールを守って他人に迷惑をかけないようにしよう。

- 交通信号を確実に守ろう。
- 交差点では、必ず一時停止し安全を確認しよう。
- 左折する大型自動車に注意しよう。
- 駐車は正しく、放置はやめよう。
- ブレーキ、ライト、後部反射器(材)を常に整備しよう。

交通安全ファミリー会議を！

家族みんなで交通安全について話し合ひましょう。



特に、子供さんやお年寄のおられる家では、日頃から交通安全について充分話し合っておくことが大切です。お父さん、お母さん方は、家庭における交通安全の担い手です。

話題は、自宅付近の危険な場所、交通事故のおそろしさ、交通ルールの大切さ等、身近かな問題を話し合ってみて下さい。

憲法週間

5/1 5/7

五月三日の憲法記念日を中心として五月一日から七日までを憲法週間としています。私達のすべてが、幸福な生活を営むため、憲法が保障する人権尊重の精神を広く呼びかけ理解を深めることを目的としています。

憲法週間強調テーマ

①人権の共存

互いに相手の立場を考えて

豊かな人間関係をつくらう！
自己の基本的な人権の主張は、同時に自分以外のすべての人にも等しく認められていくのです。どのような場合でも、お互いに相手の立場になって、人間として尊敬しあうことが、豊かな人間関係をつくり、明るく住みよい社会が、生れます。

②部落差別など

あらゆる差別の解消

一人ひとりが自らの心を

点検しよう！

私たちの社会には部落差別、外国人差別、身体障害者差別等いろいろな差別が存在しています。これらの差別は、歴史的・社会的に形成された偏見に基づくもので、資本主義社会の現在では、まだまだ根強く残っています。私達は、これらの差別を解消するため、ひとりひとりが、自らの心の中を点検し、自らを認識し、それぞれの立場に立って考え、努力しなければなりません。

③婦人の地位向上

婦人の活動分野をひろげよう！
憲法によって男女平等がうたわ

れてから、婦人の地位や社会での役割は、大きくなりました。しかし、まだまだ婦人の能力や活動力を全面的に生かすような、社会環境が十分ではなく、家庭、職場においての男女差別は、少なくありません。私達は、婦人が政治、経済、社会、文化等すべての分野で活動でき、意見や経験が十分生か

『わたしたちと税金』

特設人権相談日

されるよう努力しなければなりません。

具体的な問題でお悩みの方、人権問題について感じたり思ったりされている方は、気軽に相談ください。

日時 五月九日(金)
時間 一時～四時まで
場所 役場二階会議室
相談員 大阪法務局堺支局職員
村人権擁護委員
葛本清脩
伏井猛朗

◎固定資産税

私たちが住んでいる家や宅地、そして農地や山林などに加え、工場などに設備された機械にも固定資産税を課税しています。
固定資産税は比較的安定した財源です。

- ・納税者―賦課期日の所有者
- ・納期限―第一期(五月末)
- ・第二期(七月末)
- ・第三期(九月末)
- ・第四期(十一月末)

・税率―課税標準額の1.00分の1.04

◎村民税

村民税は、負担能力(所得)に応じて分担し合うという地方税の性格を最もよく表わしている税金です。この村民税の納税者(サラリーマンなど)は個人と会社法人などの二つの構成からなっております。

村民税の収収は、村税の中で最も

も多く固定資産税とともに、税金の大きな柱となっております。

- ・納税者―所得者
- ・納期限―第一期(六月末)
- ・第二期(八月末)
- ・第三期(十月末)
- ・第四期(十二月末)

・税率―超過累進税率



◎軽自動車税

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車などを所有している人に課税されるもので、車を新たに買われたり譲り受けられた時に納税義務が発生します。

- ・納税者―所有者
- ・納期限―五月三十一日
- ・税率―種別による。

◎問答集

問 わたくしは昭和五十五年一月二十五日にA市からB町へ引越しました。昭和五十五年の住民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。

答 昭和五十五年一月一日現在ではあなたの住所はA市にあったの

です。その後B町に引越したとしても、昭和五十五年分の住民税はA市に納めていただくこととなります。

問 わたくしは昭和五十四年九月に退職し、同年十一月に他市へ嫁に行きました。退職した年に退職金から住民税を天引きされましたが翌年にも納税通知書が送られて来ると聞きましたが、これはなぜでしょうか。

答 退職者が受けた退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者(特別徴収義務者)を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する住民税は、その翌年に納めていただくことになっています。あなたの場合、去年の一月から九月の退職時までの給与などに対する住民税の納税通知書が送られて来ると考えられます。

問 わたくしは、昭和五十四年十二月に50ccの原動機付自転車を購入し、住んでいる役所に届けましたが、軽自動車税は、いつ払えばよいのですか。

答 軽自動車税は、軽自動車等の主たる定置場所(普通居住されている場所)の市町村で課税されるもので、昭和五十五年度分の税金は、昭和五十五年四月一日現在の所有者に課税されます。あなたの場合、昭和五十五年度から課税され、本村の場合は五月三十一日が納期限となっております。

問 わたくしは、小吹地区に去年八月に家を建て十月に転居してきましたが、固定資産税はいくら払えばよいのですか。

答 質問によれば家屋の固定資産税が課税されると思いますが、この程度の内容だけでは金額はわかりません。



千早赤阪村

たばこは村内で
買いましょう

その他、ご質問がありましたら役場税務課へおたずねください。新年度につきましても、村民の皆様方のご協力とご理解を賜わりながら、より一層、公平、明確、便宜の税の原則を推進してまいりたいと存じます。

税金は納期限がすぎると滞納になりますと、納期限内に完納していただいている大多数の方がたの間には不公平となりますので、税法等により決められた計算方法により延滞金を算出し、本税に加算します。あなたの場合、当初納税通知書が適正な時期に郵送されている様に思われますので、本税と共に延滞金及び督促手数料を、指定された納期限日までにお支払くださる様にお願ひ致します。

固定資産税には、土地の分と家屋の分があり、面積の大小、床面積の大小、地域、用途に応じ税額が異なりますので、詳しい事は税務課固定資産税係におたずねください。尚内容により電話で返答できない場合があります。

■ わたくしは、去年税金を払うのを忘れておりましたら、先日、税務課から督促状が届きましたがよく見ると、延滞金や督促手数料がありました。が払わなくてはなりません。

昭和55年度分の 固定資産税について

固定資産税は、毎年一月一日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されることになっていますので、以前から引続いて土地家屋等を所有している場合のほか、昨年中に土地、家屋等取得された場合も今年度の固定資産税を納めていただくことになり



あなたの街です。自然です。
吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモークンクリーン

日本専売公社

ます。

固定資産税の課税の基礎である評価額は、今年度は評価替えを行わない年度です。昭和五十四年度(基準年度)の評価額が据え置きとなりますが、地目変換等のあった土地については、新しい評価額が計算されることになります。

家屋については、新增改築や取りこわしがない場合は、昨年と同じ税額になりますが、新築住宅の減額措置の期限切れとなった場合は税額が変ることになります。

住宅部分が1戸当100㎡以下のもの	減額期間		減額率
	新築から	3年 5年	
平屋建又は二階建のもの			住宅部分の 税額の 1/2
三階建以上の中高層耐火建築物			

固定資産税は、一定の課税標準額(納税者一人について土地十五万円、家屋八万円。償却資産一〇万円)までの場合は、課税されない免税点が定められています。次に説明します負担調整措置や地

目変換等の事情により、今年度から固定資産税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

土地の課税標準額は、評価替えによる税負担の激変を緩和するため本年度も次のとおり負担調整措置がとられています。

- ① 宅地等(農地以外の土地) 課税標準額Ⅱ昭和54年度の課税標準額×負担調整率
- ② ①以外の住宅用地 評価額の1/4の額
- ③ ①②以外の宅地 評価額

上昇率	負担調整率
1.3倍以下	1.1
1.3倍を超え1.7倍以下	1.2
1.7倍を超えるもの	1.3

上昇率は、①②③の区分ごとに次により算出します。

①②又は③の額

昭和53年度課税標準額

② 農地(市街化区域農地および市街化調整区域農地) 課税標準額Ⅱ昭和54年度の課税標準額×負担調整率

ただし、この算式による額が評価額をこえる場合は、評価額が課税標準額となります。

上昇率	負担調整率
1.15倍以下のもの	1.05
1.15を超え1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍を超えるもの	1.2

上昇率は、次により算出します

評価額

昭和53年度の課税標準額

(市街化区域内農地の課税標準額は従前通り調整区域農地と同程度とされています。)



国民年金の特例納付は 6月30日で締切！

私たち国民は世界の長寿国の仲間入りをしました。この長い人生を幸せに過すために年金は欠かせないものになっていきます。そこで、だれでも幸せな老後を過せるように作られたのが国民年金制度です。

国民年金は原則として二十歳から六十歳までの二十五年以上の保険料を納付した期間が必要です。しかし、国民年金に加入していない人や保険料を納め忘れのままで年金を受けられない人も、過去の保険料をさかのぼって納めれば、年金を受けられるという制度があります。それがいま実施されている国民年金の特例納付です。特例納付できる期間は

- ▽国民年金に加入している人で保険料を納め忘れた期間。
- ▽厚生年金や共済組合に加入している人で過去に自営業・サービス業などで国民年金に加入しなければならぬ期間。

▽サラリーマンの奥さんと会社をやめてから結婚までの期間。

これらの期間は、すべて国民年金に当然加入しなければならぬ期間です。なお明治四十四年四月一日以前に生まれた人やサラリーマンの奥さんなど任意加入の人はこの特例納付はできません。保険料をさかのぼって納められる特例納付の期限も6月30日までとなっています。納め忘れのある人はすぐ手続きをください。

◎保険料は一月 四、〇〇〇円です。さかのぼって一括で納めることもできますし分納もできます。

◎最後のチャンスを逃さないように！

国民年金に加入していなかったり、保険料を納め忘れていた人が年金を受けられる最後のチャンスです。くわしくは役場保険課国民年金係へお問合せください。



国民年金の現況届 をお忘れなく

国民年金の老齢年金や通算老齢年金を受けたい人は、毎年一回定められた日までに現況届を提出していただくことになっています。現況届は四月から誕生月の末日までに提出していただくことになりました。用紙は受給者それぞれの誕生月の初め頃に社会保険庁から直接送付されますので、受けとられたらすぐに役場で証明を受けて返送してください。

この現況届を提出されないと提出されるまで、年金の支払が差し止められますからご注意ください。なお、年金の裁定を受けて一年を過ぎていない人や一月から三月までの間に誕生月のある人は今年には提出する必要はありません。

国保シリーズ ⑬

保険料

▼納税の義務

国民健康保険という事業は、皆さんに納めていただく保険料と国や府の補助金などによって運営されています。

皆さんの国保が健全に発展し、わが村全体の医療保険を通して社会保障制度が維持されていくには保険料納入は皆さんに課せられた義務だといえます。

保険料は健康保険の相互扶助というたてまえから、公平に負担するため世帯の生活能力や、その世帯に属する家族（被保険者）の数に応じて賦課されます。

▼納税義務者は世帯主

保険料を納めなければならない人のことを納税義務者といいますが、その人は世帯主です。ですから、たとえば世帯主が勤務先の健康保険に入っている国保の被保険者でなくとも、その人の家族のどれか一人でも国保に入っていれば、その世帯主が納税義務者となります。（これを擬制世帯主といいます）

▼保険料の賦課方式

保険料は所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方式を採用し算出し、その割合も所得割三五％、資産割一五％、均等割三五％、平等割一五％と村条例で定められています。

①所得割：前年の総所得金額（山林所得および分離課税所得も含む）

ただし、退職所得は除くから割増給与所得控除額、基礎控除額を控除した後の額を基礎として賦課します。

②資産割：当該年度分の固定資産税額（土地家屋に係る分）を基礎として賦課します。

③均等割：被保険者一人当りに対して賦課します。

④平等割：一世帯当りに対して賦課します。

以上の方法により保険料を計算しますが、年度当初には所得割の基礎となる総所得金額が確定しませんので、四月から九月までの半年分の保険料については前年度保険料額の二分之一（仮算定）としています。

そして十月一日、現在で、年間保険料を確定（本算定）し、九月分までの金額を差し引き、その残額を十月分以降の保険料となります。

麻しん（はしか）

予防接種実施

富田林医師会の各医療機関で麻しんの予防接種を実施してします

※対象者 生後18か月から36か月までの人

※料 金 無料（金額が負担します）

※受けられない人

(1) 発熱している人や体の弱っている人。

(2) 一年以内にひきつけおこした人

(3) 一月以内に小児マヒ・BCG

国勢調査に伴い

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の 届出には「職業」「産業」の記入を

昭和五十五年度は国勢調査の年でありました。そこで昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届けをされる方は届書に「職業」「産業」については、「産業」死亡については、「職業」等も記入していただくことになっております。厚生省では、届書に書かれた内容をもとに人口動態統計を作っております。

この人口動態統計は国勢調査の結果とともに、わが国の人口に関する基礎的な資料として広く利用されています。

届書に記入された事項は、戸籍法などに基づいて、また届書からの調査票については統計法によって、個人の秘密を他人にもらすようなことはありせんので正確に記入してください。

風しんの予防接種を二週間以内にその他の予防接種を受けた人。気にかかっている人。

(5) 三か月以内にはしかの予防等でガンマーグロブリン注射した人

(6) 兄弟姉妹や遊び仲間ではしかにかかっている子供があれば受けられないことがあります。

※注意事項 (1) 医院に行かれる前に必ず体温を測定してください。

(2) 母子健康手帳や印鑑を持参して下さい。※実施医療機関等詳しくは役場衛生係へお問合せ下さい。

小児マヒ生ワク投与を

- ※受けられない人
- ①下痢をしている人
 - ②三十七度以上熱のある人
 - ③現在、病気で医師にかかっている人や、病後で体の弱っている人
 - ④一年以内にけいれん、ひきつけをおこした人
 - ⑤はしか・BCGの予防接種を受けて一カ月、またはその他の予防接種を受けた後二週間を過ぎしていない人
 - ⑥その他医師が受けることを不適当と認めた人
- ※注意事項

役場衛生係では、下記日程どおり生ワク投与を行いますのでぜひお受けください。

※対象者回数
生後3カ月～48カ月までの乳幼児でまだ二回服用していない人（できるだけ18カ月までに二回服用してください。）

一定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児、健康相談等を下記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で、毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

日 程 表

月 日	時 間	場 所
4月22日 (火)	午後1時10分～1時40分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
	1時50分～2時20分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時30分～2時50分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	3時～3時20分	桐山(金泉寺下)
4月23日 (水)	午後1時10分～1時40分	森屋消防倉庫前
	1時45分～2時15分	森屋消防組合前
	2時20分～2時50分	役場庁舎前
	3時～3時30分	吉年(郵便局下)
4月24日 (木)	午後1時10分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時10分	中津原集会所前
	2時15分～2時35分	下東阪集会所前
	2時40分～3時	上東阪(伏井林吉氏宅上)
	3時10分～3時30分	千早(金剛バス車庫前)
25日(金)	午後1時30分～3時30分	小吹台集会所

日 程 表

月 日	時 間	場 所
5月26日 (月)	午後1時10分～1時30分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
	1時40分～2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時10分～2時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2時40分～3時	桐山(金泉寺下)
	3時10分～3時30分	森屋消防倉庫前
5月28日 (水)	午後1時10分～1時40分	役場庁舎前
	1時50分～2時10分	吉年(郵便局下)
	2時20分～2時40分	下東阪集会所前
	2時45分～3時	上東阪(伏井林吉氏宅上)
	3時10分～3時30分	千早(金剛バス車庫前)
5月29日 (木)	午後1時15分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時10分	中津原集会所前
	2時40分～4時	小吹台連絡所

- ①当日体温を測定してきて下さい
- ②会場での問診票は責任をもって記入してください。
- ③服用前後三十分位は、飲食物を

④母子手帳、筆記用具、印かんを持参してください。

経口生ポリオワクチン剤型変更について

従来の経口生ポリオワクチンはワクチンに希釈液(白糖液)を加えて調整し1回に1.0ml投与していましたが今回から新しい剤型の経口生ポリオワクチンを使用します。

新しいワクチンは従来のワナックと本質的には変わりませんが製造の段階で白糖を加えており希釈せずに直接経口投与できるよう調整してありますので1回の投与量は0.05mlになります。ワクチンを投与する回数・時期は従来と全く変わりません

日 程 表

3回目	追加分	時 間	場 所
4月14日 (月)	5月19日 (月)	午後1時10分～1時30分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
		1時40分～2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		2時10分～2時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		2時40分～3時	桐山(金泉寺下)
		3時10分～3時30分	森屋消防倉庫前
4月16日 (水)	5月21日 (水)	午後1時10分～1時40分	森屋消防組合前
		1時50分～2時10分	役場庁舎前
		2時20分～2時35分	吉年(郵便局下)
		2時40分～3時	下東阪集会所前
		3時10分～3時30分	上東阪(伏井林吉氏宅上)
4月17日 (木)	5月22日 (木)	午後1時15分～1時40分	千早(金剛バス車庫前)
		1時45分～2時10分	小吹集会所前
		2時40分～4時	中津原集会所前

三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)

予防接種実施について

※対象者

〔第1期〕

生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種

〔第2期〕

第1期完了後12カ月～18カ月の間に1回接種。

できるだけ48カ月までに第1期及び第2期を受けてください。

※但し、第1期を二種混合(ジフテリア・破傷風)で完了された人については第2期(第1期完了後12カ月以上経過し、生後72カ月までの人)も二種混合で

実施いたします。

なお三種混合第1期1回目・2回目接種された人、又は第2期を接種される人のみ接種致します。

※注意事項

(1) 当日体温を測定してきてください。

(2) 会場での問診票に、責任をもって記入してください。

(3) 母子手帳・印かん・筆記用具を持参してください。

愛の献血にご協力

ありがとうございます

去る三月二十六日に実施しました「愛の献血」には多数のご協力をいただきありがとうございます。

結果はつぎのとおりです。

受付数(八十七名)
献血数(七十九名)

◎献血は尊い生命の

わかちあい

献血が大切なことは理解していても、いつも案外に無関心です。

いざ血液が必要になったとき、あわてて献血手帳を集めるという例が少なくありません。

人工的にできない尊い血液のことを考えると、機会あるごとに献血し、万一の場合に備える習慣を身につけたいものです。同時に社

会の一員として、また健康であることに感謝する気持で、尊いあなたの血液を世のため、いざという

ときのあなた自身のために、そしてあなたの愛するご家族のために献血をお願いします。

このような献血の必要性をかんがみ、左記の日時に日赤より再度献血車が参ります。

★献血日 五月三十日(金)

午前十一時～正午

千早(金剛バス庫前)

午後一時三十分～三時

千早赤阪村役場前

★お問い合わせ

千早赤阪村献血推進協議会へ

電話 二一〇〇八一

保健所だより

- ▷3カ月児健診 (受付時間 12:30~13:00)
第1・3月曜日
- ▷妊婦教室 13:30~
第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30~10:30
毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30~13:00
第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射
9:30~11:00
毎月第1月曜日

休日診療

- ◆受付時間 午前10時~11時30分
午後1時~4時30分
- ◆所在地 富田林市大字廿山4592番地
(富田林病院敷地内)
- 電話番号 07212 ⑧ 1333

園芸教室



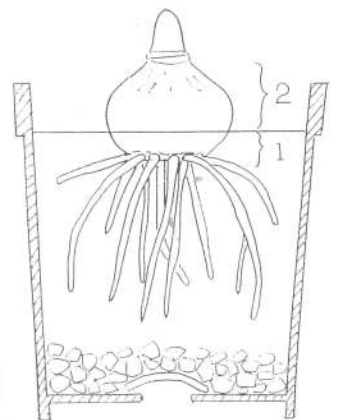
■草花類の種まき

今月から来月上旬頃までの間に多くの種類の種まきの時期となります。種子の発芽温度は二〇〜二五度で露地では晩霜の心配のない今月下旬以降の種が安全でしょう。ところがマリゴールド・コスモスなど一部のものは一度ぐらいでもよく発芽するので比較的早くまけます。

さて種子をまく時の注意ですが直まきにするものや、種子が微細でいねいに扱うもの、また発芽に光が必要なものなどそれぞれの植物に合ったまき方をすることです。詳しいことは種子の入った袋に書いてあります。

■球根の植え付け

桜の花が散り始めた頃から春植え球根の定植ができます。例えばダリア・カンナ・グラジオラス・



アマリスの植え方

アマリス・グロキシニア・チューリップ・ペロニア・カラジウムなどです。グラジオラスは大きな充実した球で、根や芽の動いていないものなら七月まで随時に植え付けができ、七月から一〇月まで花が楽しめます。

■鉢植え雑木の植えかえ

三月の彼岸を中心として今月まで多くの樹木が植えかえ可能です。特に鉢植えのまま何年もそのままだものは、根づまりを起こし、土も堅くしまっているのは是非今の間に植えかえてください。ただし花物・実物の中には秋の植えかえに限るものがあります。

■菊の親株の手入れ

冬の間に際で生長を止めていた冬至芽も勢よく伸び出します。五月によいさし穂を取るため薄い液肥を与えます。また病害虫防除のため殺菌剤と殺虫剤を二回程度散布します。特に太い茎が伸びた時は先を止めておくとし穂の大きさがそろい、数も増えます。

★アマリスをきれいに

咲かせるコツ

野うさぎ駆除が

実施されました

毎年、造林地に、多大な被害をあたえている野うさぎの駆除を、昨年に引き続き、三月八日より三十日の間被害の多い二河原辺・桐山・水分・東阪・千早・小吹地区を対象に、五十ヘクタールの有害鳥獣駆除を、森林組合の協力をえて、猟友会(千早隊長 谷幸雄、赤阪隊長 内田保)十五名の方々にお願いし、多数の野うさぎを捕獲し森林保護に、ひとやくかつて貰いました。



アマリスの球根を買いもとめる時に気の付くことですが他の球根と違い太い根がついています。葉と花茎がほどよく伸びた姿をつくるには、この根が重要なポイントとなります。充実した根の多い病

みつめなおそう 身のまわりをー

「お早うございます。」元氣な子どもたちの朝の挨拶が冷たい空気をひびかせて、心地よく耳に入っています。今、この学校では「あいさつ運動」が学校ぐるみで行われています。今ごろ「あいさつ運動」なんて思われる方もあるかも知れませんが、人に会ったら、友が目に入れば、氣持よく挨拶する、これはあたりまえのことなのですが、私たちの身のまわりでは案外できていないのです。

自然に笑顔でかわす挨拶、感謝の「ありがとう」の気持は、お互いの心をなごやかにするものです。このようなことは、私たちの生活の一部にすぎませんが、その氣になつて、足元、身のまわりをみつめると、案外多いことに氣づかれることだと思ひます。

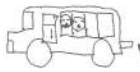
心と力をひとつに

私たちは、いつもお互いの人権を大切に人格を尊んで、差別をしない、差別を許さない運動をくりかえしています。その原動力は、お互いが氣持よく語り合ひ、心の底から信じ合ふことから始まり、その中でこそ、連帯のきずなが結ばれ、その芽が育てられると思ひます。

ます。人は人、私は私、今どき人のことなんかまわっていられるものですか……。何と恐ろしいことでしょう。子供が見ていますよ。孫が見習って行くでしょう。

毎日のように新聞・テレビに子供たちの悲痛な行爲が報じられています。だれが一体そうさせたのか。それは大人ですよ。親です。……。母親が祖先をまつり、年よりを大切に家庭。父親のしつかりとした家庭。美しいのは美しいと感じ、隣人に喜びをあらはれ共に喜び、悲しみあらはれ共に悲しみ、自然を愛し人を愛する家庭からは、真に心まるやかな子供が育成されていくのであります。千早赤阪の里は緑く、自然にみちみちています。自然の美しさ、自然のもつ素直さ、忍耐の美しさを、心を動かして、愛の泉を、住みよい、暮らしよい心の輪を拡げていきたいものです。

(人権教育推進協議会)



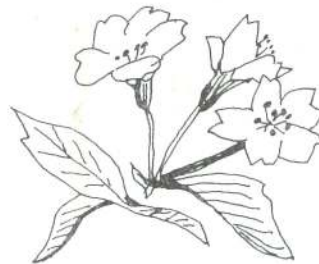
自動車
文庫のご案内

府立夕陽丘図書館から府下の各地に巡回する自動車文庫は毎月一回廻ってきて本の貸出しをしておりますのでどうぞご利用ください。場所および日時はこの通りです。

校務員募集

★募集人員 女子一名
★勤務校 赤阪小学校
★年齢 45歳より55歳まで
希望の方は履歴書一通を教育委員会まで持参してください。
書類選考により採否を決定通知します。

★申込締切期日
4月25日まで



場 所	日	時
中 学 校	12時10分～13時10分	4月21日(月) 5月22日(火) 6月23日(水) 7月21日(月)
奥 千 早	11時20分～12時	4月18日(金) 5月20日(火) 6月19日(水) 7月17日(月)
小吹台団地	11時20分～12時20分	4月24日(木) 5月26日(月) 6月23日(火) 7月22日(火)
赤 阪 役 場	13時40分～14時20分	

母と子の会話

＜遊び＞社会への
適応性を身につける

子供にとって、遊びは生活そのものといつてよいでしょう。遊びを通して体をきたえ、言葉を覚え、数をかぞえ、絵を描き、友達と交わることによって対人関係のルールを身につけていきます。子供にとって遊びは、性格形成をはじめ、心身発達に大きな影響をおよぼす、成長の糧といえます。子供が遊んでいるのを見て、いかと思えば、すぐにけんかをはじめたりします。ときに泣き、笑い、困り、そして争いを繰り返しながら、自信に満ちあふれるかと思えば次の瞬間には傷つき……こうした友達と関係を通しての喜怒哀楽が血となり肉となつて、子供たちは成長します。同時に遊びを通して協力、競争、同情、反感など人と人とのさまざまなかわりを経験しながら、子供は社会生活への適応性を身につけていくのです。

お母さんによつては子供が勉強してさえすれば安心するといふ方もおられるかもしれませんが、一方、積極的に遊びの機会をつくってやることも大切でしょう。そのためには、家庭を開放するのもよいと思います。そして、自由に遊ばせることを主眼におき、危険を伴わない限りあまり干渉したり、指示したり、制限したりしないようにしたいものです。少し汚したり、散らかしたりしても、それ以上に子供たちが遊ぶことの意味、大切さを考えて、温かく見守ってあげるようにするのが賢明でしょう。

四月は新学期、あらためて子供の遊びについて考えてみたいものです。



皆さんの声を
お寄せください

観光課では、一般新聞及び村広報の取材として、村内での変わったこと、めずらしいこと、また自らの体験等を募集しています。どんなことでも結構ですので、観光課まで一報くださいますようお願い致します。

自然休養村管理センター内
観光課 電話二一四四七

電話局からお願い

「電話の呼出音が聞えているが相手が出ない」との問合せがよくあります。

あなたのお宅は大丈夫ですか。こんなときは他のお部屋にもう一個ベルが電話機をつけられたら便利ですよ。

その他困りの点がありましたらご連絡ください。

電話 〇七二一九三二〇〇〇

かけて損 かけて迷惑

まちがいの電話